
自転車の交通違反に対する違反処理等の 今後の方向性について

目次

- 1 自転車の交通違反に対する違反処理の今後の在り方 2頁
- 2 両案の比較 3頁
- 3 両案のメリット・デメリット 4頁
- 4 携帯電話使用等の禁止の法定化及び酒気帯び運転に対する罰則の検討について 5頁

自転車の交通違反に対する違反処理の今後の在り方

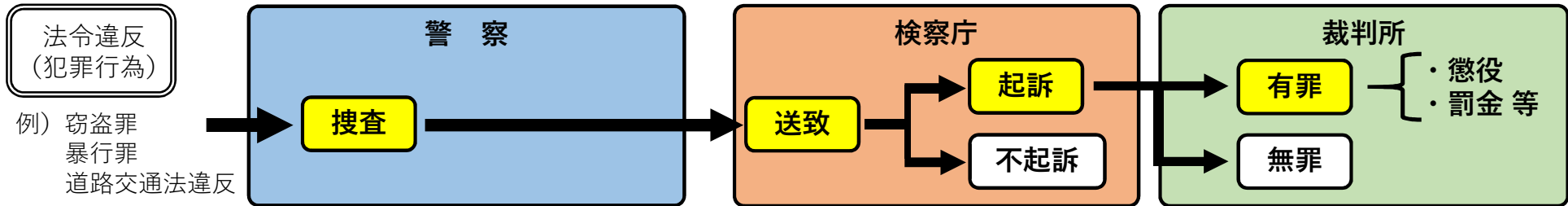
A案：交通反則通告制度の対象を自転車まで拡大

- 交通反則通告制度とは、運転者がした一定の道路交通法違反（反則行為：比較的軽微であって、現認、明白、定型的なもの）について、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度。
- 現在の本制度の対象は自動車と原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を含む。）であり、自転車を含む軽車両は対象外。
- 本制度の対象に自転車を加える。

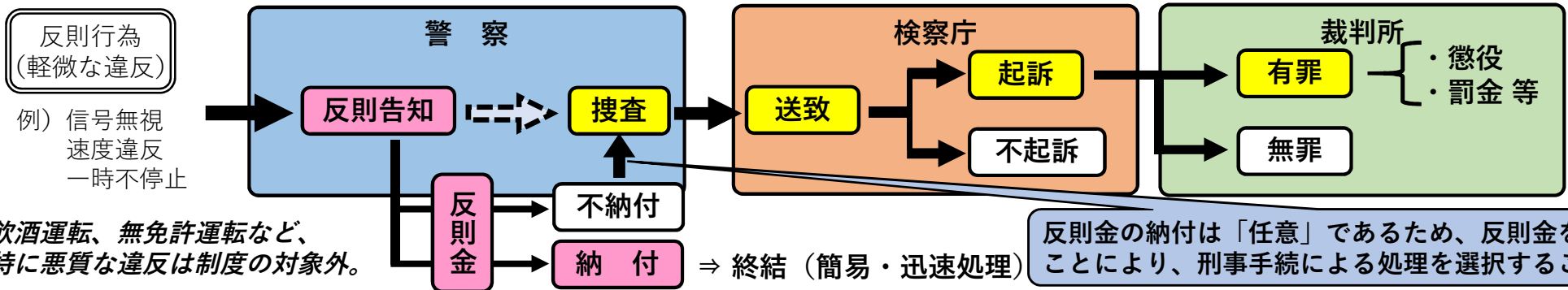
B案：自転車を対象とした新たな行政制裁金制度を創設

- 自転車の運転者がした比較的軽微な道路交通法違反を非犯罪化（罰則を廃止）し、「行政上の秩序罰（行政制裁金）の対象行為」とする。飲酒運転など特に悪質な違反の罰則は存置し、本制度の対象外とする。
- 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、行政制裁金の対象行為をして警察官に当該事実を告知された者に対して、行政制裁金の納付を命ずることができることとする。
- 公安委員会は、行政制裁金を納付せず、督促を受けた者に対して、延滞金及び督促手数料のほか、加算金を徴収することができることとする。また、督促期限までにこれらの金を納付しない者については、滞納処分の例により強制徴収できることとする。

【一般的な刑事手続（事件）の流れ】



【交通反則通告制度と刑事手続との関係】

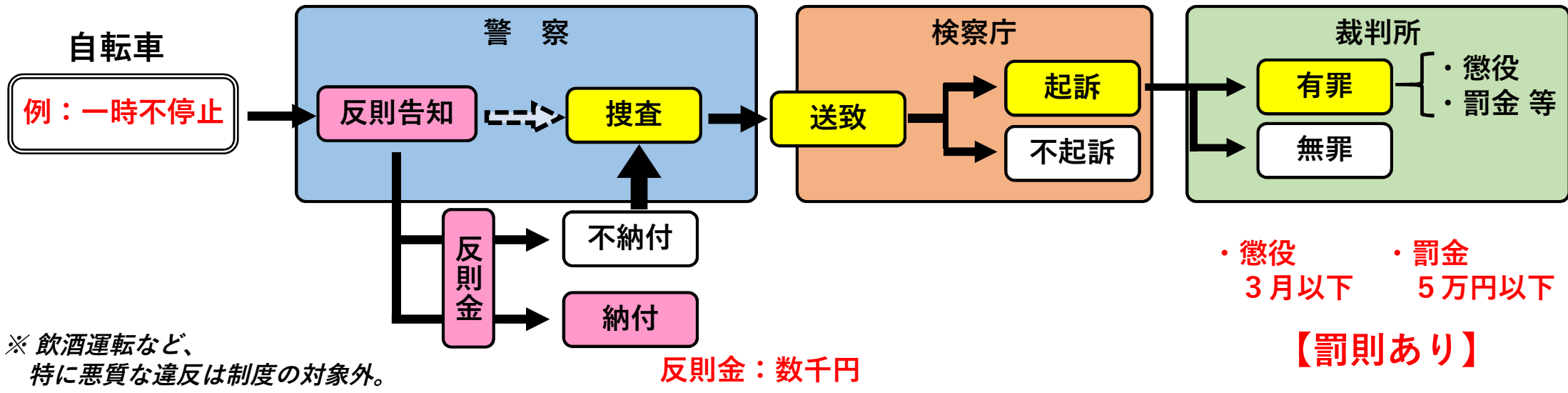


※飲酒運転、無免許運転など、特に悪質な違反は制度の対象外。

反則金の納付は「任意」であるため、反則金を納付しないことにより、刑事手続による処理を選択することができる。

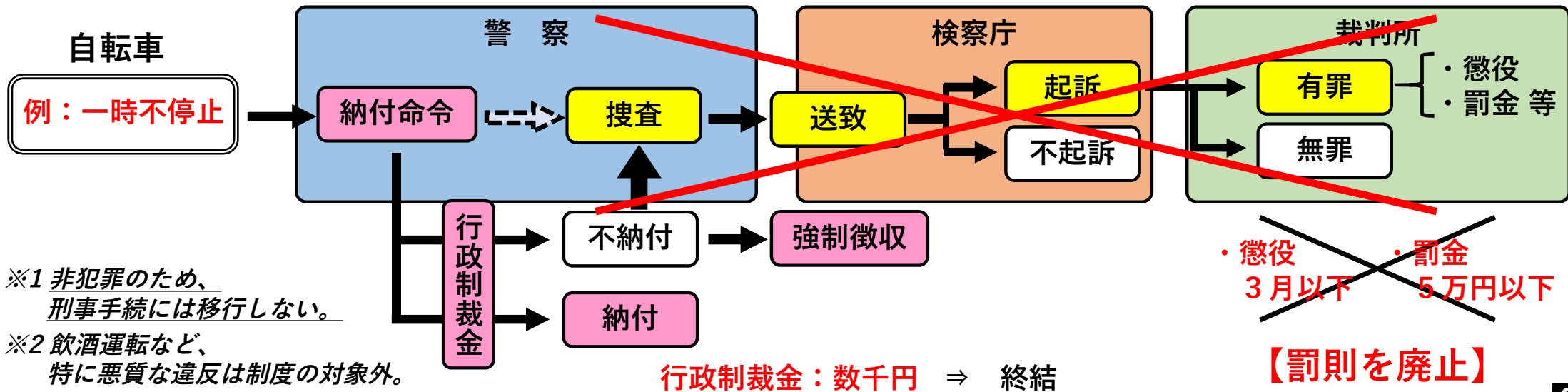
両案の比較

A案：交通反則通告制度の対象を自転車まで拡大



B案：自転車を対象とした新たな行政制裁金制度を創設

自転車の運転者がした比較的軽微な道路交通法違反を**非犯罪化（罰則を廃止）**し、「**行政上の秩序罰（行政制裁金）の対象行為**」とする制度



両案のメリット・デメリット

A案：交通反則通告制度

メリット

- 自動車と同程度の納付率（約98%）となれば実質的に責任追及が可能
- 反則金の納付は任意であり、不納付の際の手続を新たに設ける必要なし（刑事手続に移行）
- 引き続き刑罰の対象であることから、刑事訴訟法及び警察官職務執行法に定められた権限を行使可能
- 大きさや速度が自転車と同程度であり、自転車同様運転に免許を要さない特定小型原動機付自転車交通反則通告制度の対象とされていることと整合的

デメリット

- 反則金が納付されなかった場合に責任を追及するためには、公訴提起・有罪判決といった刑事手続を経る必要がある
- これまで交通反則通告制度の対象外とされていたこととの整合性

B案：行政制裁金制度

メリット

- 警察のみの判断・対応により、自転車の交通違反に課された行政制裁金の徴収手続に入ることが可能
- 将来的に自動車や原動機付自転車の交通違反を当該制度に組み込むことも検討可能

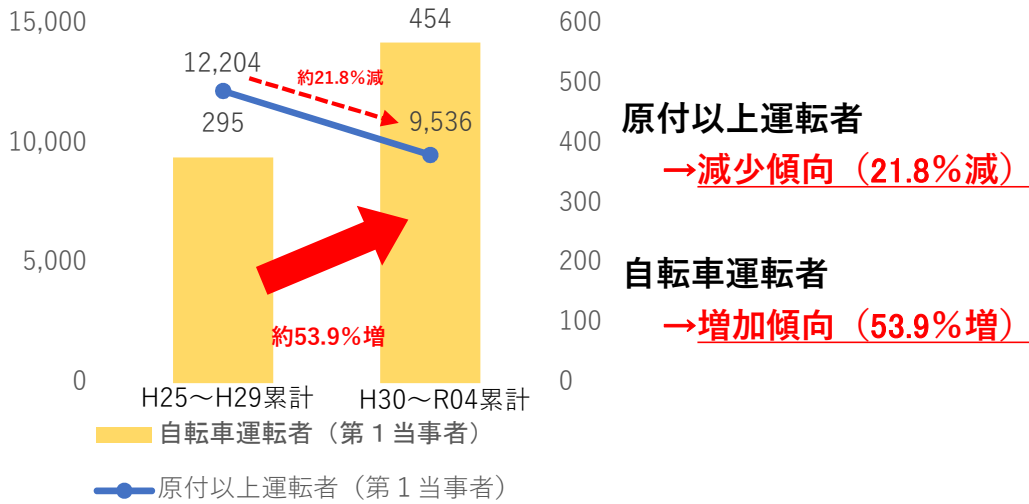
デメリット

- 行政制裁金が支払われなかった場合に滞納処分の手続が必要となるなど、新たな制度を運用することに対する現場への負担が増大
- 非犯罪化に伴い、刑事訴訟法及び警察官職務執行法に定められた権限を行使不可
- 新たなシステムを構築することによる費用負担の増大

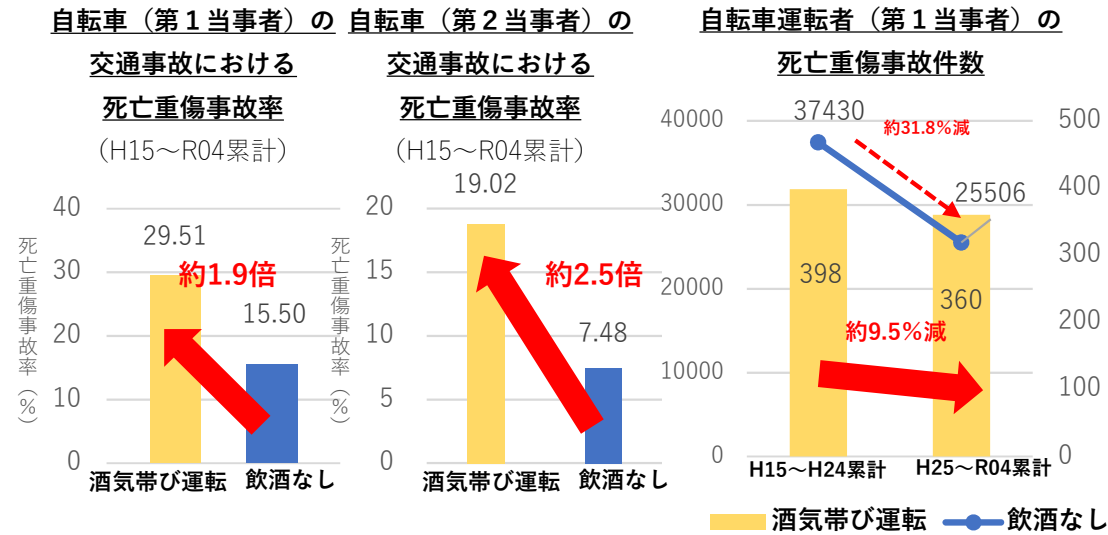
携帯電話使用等の禁止の法定化及び酒気帯び運転に対する罰則の検討について

自転車関連交通事故等の情勢

(携帯電話使用等に起因する交通事故件数)



(酒気帯び運転に起因する交通事故件数等)



【現状】 携帯電話使用等に対する罰則

	罰 則
自動車・原動機付自転車	(交通の危険) 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金*1
	(保持) 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金*1
自転車	5万円以下の罰金 (都道府県公安委員会規則)

【現状】 自転車の酒気帯び運転等に対する罰則

	罰 則
酒酔い運転*2	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転*3	罰則なし

→ 既に各都道府県の都道府県公安委員会規則で禁止されているが、
 ① 法定化による格上げ及び罰則強化による抑止
 ② 行為態様の明確化
を図り、自転車運転中の携帯電話使用を防止する必要

→ 新たに罰則規定を整備するなど、自転車等の酒気帯び運転を防止する必要

*1 令和元年道路交通法改正により、刑罰の引上げが行われ、令和2年以降、原付以上運転者(第1当事者)の携帯電話使用等に起因する交通事故は大幅に減少(令和元年から令和2年にかけて約41.7%減少)した。

*2 アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転すること。

*3 身体に血中アルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転すること(酒酔い運転の状態を除く。)